

## 第5回 大阪府課税自主権活用研究会 開催結果概要

●日時：平成23年6月30日（木）9:30～11:00

●場所：大阪府新別館北館 1階 庁舎管理課会議室1

●出席委員：

川勝健志 京都府立大学公共政策学部准教授  
酒井貴子 大阪府立大学経済学部准教授  
田中治 同志社大学法学部教授  
玉岡雅之 神戸大学大学院経済学研究科准教授  
林宏昭 関西大学経済学部教授・学部長  
諸富徹 京都大学大学院経済学研究科教授

（五十音順）

●概要

（座長）

今回は中間とりまとめ案についてご議論いただきたいと思う。委員の先生方には事前送付させていただいたが、議論の前提を共有しておいた方がいいので、事務局からの説明をお願いしたい。

（事務局）

資料「中間とりまとめ（案）」に基づき説明

6月25日の朝日新聞夕刊、毎日新聞夕刊等で報道された、「橋下知事が関西広域連合で太陽光パネル設置促進のための増税を提案」という旨の記事について、知事の発言趣旨、経緯等を説明。

（座長）

先生方のご意見を反映させるために、ご意見を頂きながら調整、追加していきたいと思うので、ご意見を頂戴したい。

（委員）

東京都では、首都圏の東京都以外の県からの流入してくる人に対してどのように負担を求めるといった議論が出てきているが、大阪府の場合、そういう点はあまり議論してこなかった。こういう点は近隣府県とは異なる大阪府独特の特徴と言えるのではないかと。

（委員）

6ページの中ほどの「……他の地域を上回るサービスが存在していることを分かる形で示していく……」というところに付け加えることができるのではないかと。

（委員）

「はじめに」の最後の「……府民の皆様をはじめ各界各所の議論を期待する」というところについて、外部に投げるのではなく、府庁内部とか、府議会でも議論していただきたいという思いがある。

トップを含めたガバナンスの問題で、政策形成をどうするのかということになるのだが、新税の検討には一定のプロセスがあると思うので、そういうプロセスを積み重ねて府民に納得してもらえるような案を出していくということが大切なのではないかと思う。

(委員)

最後に「まとめ」というよりは、「今後の課題」を追加してはどうかという趣旨で、事前にコメントさせていただいた。中間とりまとめではあるが、やはり、この研究会で求められていることに応えられているかどうか、応えるために今後さらに検討していかなければならないことは何かを、具体的に最後に示しておく方がいいのではないか。また、この研究会の趣旨は明確な提言を出すというものではなかったが、もう少し提言に近い形で整理したほうがいいのではないか。

(委員)

法定外税や超過課税について、川勝委員がおっしゃられたような「提言」のような形で出していくための十分な議論がされたかどうかということになるかと思う。

7ページの最後の段落について、過去に検討して実施しなかったものについては、おそらくそれなりの議論の経緯があって実施しなかったのだと思うので、実施するためには、何らかの方針転換がいるのではないか。

8ページ二つ目の段落で、「・・・創設する余地は存在する・・・」とあるが、なぜなのかという理由が、「まとめ」にも、本文に戻っても存在しない。この研究会では「法定外税・超過課税を実施すべし」という提言を出すことを目的に議論を進めてきたようには思えないので、最後にこういう形で出すことには懸念がある。

(委員)

順番の問題で、他府県の状況が冒頭に来るから違和感がある。「本研究会では・・・」というのが最初に来て、「特に・・・」というところを二番目にすればいいのではないか。

(委員)

最初の「他の自治体の状況は・・・」は入れなくてもいいのではないか。7ページの中ほどに、自動車税の例があるので、法定外税を創設する余地があるのではないかという議論はしているのではないか。

この研究会は基本的には「現在の経済状況の下で増税するのはいり得ない」というスタンスは取っていない。そのことを示す必要がある。研究会では、基本的な考え方を整理し、その上で個別税目について検討して、「超過課税や法定外税の創設の余地が存在する」ということを考えたことになる。

(委員)

考え方を整理して、受益と負担の関係で、大阪府における法定外税等を創設する余地について「議論した」くらいにすればいいのではないか。

(委員)

7ページの議論でも、「余地が存在する」という明確な理由がない。理由がないのに結論だけ入れるのは、少し正確性に欠くのではないかと思う。

(座長)

「大阪府において新たな超過課税や法定外税を創設すべきだ」という明確な方向付けや共通認識は、それぞれの委員の意見の中にはあったかもしれないが、この研究会の総意としてはなかった。ここの表現に

については再度事務局と相談する。

最後に、それぞれの先生方の感想などを聞かせていただければと思う。

(委員)

地方分権を進めていくためには、地方公共団体の長をはじめ議員や有権者も含め、今まで以上にこういった課税自主権といったことに意識を向けていかなければならないと思った。また、法定外税の創設などの議論を有権者に投げかけ、一緒に議論していく中で、地方自治の発展のために互いに成長していけるのではないかと思った。

(委員)

課税自主権を活用して現在の大阪府の財政状況を改善することは難しい。課税自主権の活用の意味は、独自に取り組めるとということと、税という制度をいかにして活用できるかということ。だから課税自主権の活用は、自治体の投資財源として、未来への投資、大阪府の社会像に整合的な取り組みを行うための財源確保策として考えていくべきであると思う。

(委員)

この研究会の議題ではないが、知事の太陽光パネル新税について、他に機会もないと思うので発言したい。まず、電気の使用に対して新税をかけるとなると、現行の電源開発促進税と消費税を併せて三重課税になる恐れがある。三重課税自体は他の税目でもあるので特段問題はないかもしれないが、原発を促進するような税とそれをある意味否定するような税を同時に課すとはどういうことか。その考え方の整理が必要。二つ目は、対象は個人だけか法人にもかけるのかという点の整理も必要。三つ目は、補助を受けることができるのは、これから太陽光パネルを設置する人ということになると、負担だけする人というのも出てきて、所得配分の問題も出てくるのではないか。税制を考えるときには、効率性、公平性、簡素であること等、検討すべき課題があるので、プロセスを経て検討し、府民に納得いくような説明をしていく必要がある。

(委員)

東京都税制調査会の今年度のテーマは、震災復興とか再生可能エネルギーをどうするか、それに対応するために税制として何ができるか検討しようというもの。この研究会ではシャープ勧告から始まり財政再建の問題もしっかり議論し、長期を見据えた議論をしてきたと思う。一方で税制には短期的な課題を解決するために回答が求められる場合もある。長期的な財政再建や住民負担の問題、それと、今出てきている課題、両方に対して何らかの回答をしていく必要があると思う。

(委員)

税収入と実質収入の乖離に関し、例えば、市町村に交付している地方消費税をすべて都道府県の財源とし、個人住民税はすべて市町村の財源にするという、そういう大きな枠組みの変更について、どこから提案していったらほしいという思いがある。

太陽光パネル新税に関して、すでに自己負担で太陽光パネルを設置している人からも、補助の財源として税をとるということになるのか。また、環境税として考えるなら、電気だけでいいのか。いずれにしても、制定のプロセスを重視した議論が必要だと思う。

(委員)

今、どの自治体も非常に大きな債務を抱えているが、その債務の返済に充てるために増税するということは、現世代には理解してもらえない。しかし、それでは将来世代につけを回すことになる。今生きている世代が、現在ある債務に対してどのように責任を果たしていくかという問いかけを、地方税の議論の中に埋め込むことができないのかと思う。

また、政策課題をにらみつつ議論をすることと、税制の基本とは何かという原則的なところの議論をするということ、この両面で議論することの重要性を感じた。

(座長)

本日先生方から頂戴したご意見を事務局で整理していただき、相談や確認をさせていただき、中間とりまとめの最終的な文章については、私に一任いただけるとありがたい。

(各委員了承)

(座長)

では、そういう形でさせていただきたいと思う。以上で本日の研究会を終了する。